

久喜市の行政改革の概要

1 久喜市行政改革の基本的考え方

行政改革の推進については、平成17年3月29日付総務省通知「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」や平成27年8月28日付総務省通知「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」をはじめ、質の高い公共サービスを引き続き効率的・効果的に提供するための一層の取り組みを国から求められております。

本市では、上記の趣旨を踏まえ、大綱を策定して行政改革の推進及び進捗管理を行っています。

○本市の行政改革大綱の経緯

(第1次) 久喜市行政改革大綱

期 間：平成24年度～平成28年度

基本目標：選択と集中による市民の目の高さの市政の実現

実施項目：95項目

第2次久喜市行政改革大綱

期 間：平成29年度～令和3年度

基本目標：持続可能な行政運営の実現

取組項目：50項目

2 第2次久喜市行政改革大綱の運用

久喜市では、市が真に担うべき事業を選択し、限られた財源をこれらに集中するとともに、市民ニーズに対応した行政サービスの更なる充実に努めるなど、簡素で効率的な行政運営の実現を目指して、平成29年度から令和3年度までを計画期間とした「第2次久喜市行政改革大綱」を策定しました。

また、同大綱は、具体的に取り組むべき50の取組項目を盛り込んだ「第2次久喜市行政改革実施計画」を含む内容となっており、実務レベルでは、これら50の実施项目的取組みに注力しています。

3 久喜市行政改革推進委員会

久喜市行政改革推進委員会は、市が実施する行政改革について、市長の諮問に応じ調査・審議する附属機関です。委員会は13人で組織され、公募市民と学識経験者から委員を選任します。内訳は、公募委員4人、学識経験者9人となり、任期は、委嘱日から2年です。

委員会は、平成23年6月から第1期委員の活動を開始し、令和3年7月から、第5期委員の任期を開始予定です。

○久喜市行政改革推進委員会の経緯

第1期委員

任期：平成23年6月から平成25年6月まで

内容：（第1次）行政改革大綱の策定

第2期委員

任期：平成25年8月から平成27年8月まで

内容：（第1次）行政改革大綱の進捗管理

第3期委員

任期：平成28年2月から平成30年2月

内容：（第1次）行政改革大綱の進捗管理

第2次行政改革大綱の策定

第4期委員

任期：平成30年8月から令和2年8月

内容：第2次行政改革大綱の進捗管理

第5期委員

任期：令和3年7月から令和5年7月

内容：第2次行政改革大綱の進捗管理

4 今後の行政改革について

第2次行政改革大綱については、令和3年度で計画期間が終了します。

今後の行政改革については、前期行政改革推進委員会の提言書に基づき、本市の最上位計画である総合振興計画と一体的に取組むこととしました。

※提言書内容（一部抜粋）

「社会情勢の変化により、実施計画策定時に掲げた取組項目の目標や課題等が現状に即していないといった課題を踏まえ、行政改革制度全般のあり方について、検討すること」

5 公表関係

久喜市の行政改革の取組み、行政改革推進委員会の資料を含む会議録等（全年度分）については、市ホームページ、一部公共施設の市民参加コーナーにおいて、公開しています。